

○ 利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）

改 正 案

現 行

（利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百八円
二 一万円を超える額 二百十六円

（利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百五円
二 一万円を超える額 二百十円

（保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第四条 法第八条第七項第一号ハの政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百八円
二 一万円を超える額 二百十六円

（保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第四条 法第八条第七項第一号ハの政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百五円
二 一万円を超える額 二百十円